

申請に対する処分

処分名	公共下水道の排水施設への施設・工作物・物件設置の許可
根拠法令	下水道法第24条第1項
所管課	建設部下水道課

1 審査基準

申請を行うことができる人又は団体

次に掲げる行為をしようとする人又は団体及び許可を受けた事項を変更しようとする人又は団体

公共下水道の排水設備（排水管・ます等）に固着し，若しくは突出し，又はこれを道路横断し，若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を新たに設けること。

申請の方法

「工作物等設置(変更)許可申請書」を建設部下水道課へ提出する。

許認可等の要件

申請に係る事項が，必要やむを得ないものであり，かつ，下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第17条に掲げる基準に適合すること。

【 必要やむを得ないもの 】

排水設備の新築，増設又は改築を行おうとするとき，公共下水道の排水施設以外に工作物等を設置する余地がないこと。

【 下水道法施行令第17条に掲げる基準 】

公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準第17条及び法第24条第2項に規定する政令で定める技術上の基準は，次のとおりとする。

ア 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。

(7) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に設ける。

(1) 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホールの壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。

(7) 公共下水道に雨水を流入させてはならない。

(1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(以下この条において「流入施設」という。)以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に(当該部分を縦断するとき、その上端から2.5メートル以上の高さに)、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少ないときは、この限りでない。

(7) 公共下水道の開渠部分の壁の上端から2.5メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。

イ 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。

(7) 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

(1) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水

施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

(ウ) 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

(イ) 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。)を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

(ロ) 流入施設、建築基準法第42条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から2.5メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、1.5メートルを超えないこと。

ウ 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

(ア) 公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

(イ) 流入施設は、公共下水道の開渠部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

(ロ) 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

(イ) その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

エ 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。

オ 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。

カ 法第十二条第一項又は法第十二条の十第一項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。

(昭5 1 政3 2 0・昭6 2 政5 4 一部改正)

2 標準処理時間

1 4 日